

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番公明党の深谷渉でございます。

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

最初に、エコカー普及促進に向けた本市の対策についてでございます。

一カ月前の5月14日付の朝日新聞には、「街角景気雲間に光、4カ月連続上昇、給付金、高速千円など好感」という記事が出ていました。また、同じ紙面に月例報告として、「景気悪化穏やかに、内閣府3年ぶり上方修正」ともありました。そして、先週末には東京株式市場の日経平均株価が終値で8カ月ぶりに1万円台を回復いたしました。まだ雇用情勢や所得の環境悪化等に先行きの不安が残りますが、平成20年度の第1次、第2次補正、平成21年度の本予算の総額75兆円の景気経済対策が効果を発揮してきているところです。そして、今年度の補正予算での財政措置約15兆円の新経済対策です。この一連の矢継ぎ早で、史上最大の経済対策に即応して、本市としても市民にどのような生活の安心をもたらしていけるのか、時を逃すことなく適切に、そして大胆に政策の手を打っていくことが重要と考えます。

本年4月からエコカー減税が実施され、自動車取得税、重量税が減免されました。ハイブリット車は取得税、重量税が免除になります。それを後押しするように政府の本年度補正予算において、エコカー購入時の補助制度ができ、条件により乗用車で5万円から25万円の補助がされることとなりました。その影響で、ハイブリット車の登録車販売台数が、普通自動車部門で4月、5月ともに第1位になっております。これには、国民の地球温暖化防止に対する意識が高くなってきているあらわれであることも論を待ちません。

本市において、本年3月、「恵み豊かな環境の保全と創造」とのタイトルで、環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画が55ページの冊子になってまとめられ、先月配布されました。その地球温暖化対策地域推進計画の第3章温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの推進で、低公害車、省エネルギー自動車の導入に努めますとあります。しかし、どのように導入に努めるのか具体策がありません。そこで、市独自の施策についてどのようにお考えか伺います。

私は、本市としてもエコカーの普及促進を促すために、電気自動車やプラグインハイブリッド車に対して、市税であります軽自動車税の全額免除、そして免除期間を5年程度するということを提案いたします。現在のところ、軽自動車で量産の電気自動車は販売されていませんが、今年中に国内メーカー2社が発売することを公表しております。今年度から電気自動車の軽自動車税免除を行っている自治体は、神奈川県の大和市、大磯町などで、来年度からは京都市などで実施が予定されております。こうしたエコカー普及促進の国の政策の後押しをする具体的施策をぜひとも導入していただきたいと思っております。

本市としても、来年3月に環境保全大会開催事業を予定して、環境都市宣言に向けた地球温暖化対策地域振興計画の実践発表等を計画しているところであります。最初の質問から少しは外れますが、この環境保全大会開催事業についての計画を示していただきながら、本市が低炭素社会

と経済活性化を併せて実現していこうとする姿勢を、ただいまの提案を踏まえ、市長並びに関係部長からお聞かせください。

2つ目でございます。

ポイント制度による介護支援ボランティアの活動についてでございます。

現在、介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能となっております。介護支援ボランティア制度とは、高齢者による介護支援ボランティア活動実績等を評価した上でポイントを付与し、その高齢者の申し出により、ポイントを換金した交付金を交付する制度であります。その目的は、高齢者が介護支援ボランティア活動などを通じて、地域へ貢献するということを積極的に奨励、支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することで、その結果、生き生きとした地域社会となることを目指すものです。

本年4月21日の読売新聞に、同制度が導入予定を含めると全国30市区町村に広がっているとして記事が掲載されています。そこには、元気な高齢者を増やす地域ぐるみの取り組みであるとして、全国で初めて取り組んだ東京都稲城市の様子が紹介されております。当市の事業は、市内に住む65歳以上が対象で、活動に応じて管理を委託された市社会福祉協議会が配付している介護ボランティア手帳にスタンプがたまる方式です。1時間程度で1個のスタンプが目安になっております。そして、1スタンプ100円として年に最高5,000円が支給されます。参加者は、無理して点数をつけなくてもよいと思ったけれど、あればあったで励みになるという人が多いようです。介護ボランティアというと人手の少ない介護現場での手軽な労働力ととらえがちですが、「介護の必要のない8割の高齢者に元気でいてもらうのが最大のねらいです」と、同市の担当者が目的を説明しております。アンケートでも参加者の半数の人が、健康面や精神面に張り合いが出てきたと答えております。私は、介護予防にボランティアという精神面の張り合いを持たせたのが大きなポイントではないかと思っております。人は、ほかの人の役に立つことで生きる張り合いが出てくると思います。その張り合いが体の健康にも大きく影響しているのではないのでしょうか。

島根県邑南町では、「きらりおおなんいきいき活動事業」として、この制度を今年度導入しました。ポイントは、町の商工会発行の商品券と交換するようです。その他品川区では、「地域貢献ポイント事業」などと独自のネーミングでスタートしているところもあります。全国的に見ても高齢社会の進展が早い本市において、この事業の導入を検討すべきであると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

3つ目でございます。

市民の安全・安心確保の取り組みについてであります。

最初に、地域児童見守りシステムの導入についてお伺いいたします。児童の安全・安心確保へのニーズが高まる中、総務省では携帯電話、GPSやICタグを利用した地域児童見守りシステムモデル事業を平成19年度実施し、その結果を踏まえた16の地方公共団体による事例集を今年1月に公表しました。このモデル事業は、登下校を含め、子どもを犯罪から守る安全なまちづ

くりを、一貫して推進してきた公明党が主張し、実施できたものでございます。この事例集で紹介された自治体は全国各地に広がっております。内容についてどのような感想を持たれたか、お伺いいたします。

今年度、政府与党がまとめた経済危機対策の中で、ITCを活用した地域の活性化等の主な施策として、ユビキタスタウン構想推進事業の創設が盛り込まれております。地域ITC利用活用推進交付金が全体で195億円の予算、1団体上限1億円が補正予算に入っております。これは、地方公共団体のITCの導入にかかわる取り組みを総合的に支援することになります。当然、この児童見守りシステムモデル事業も補助対象事業となります。今後、公募等が行われることとなるとお考えですので、児童の安全・安心の確保の上から、この施策の推進を図るべき価値があると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

市民の安全・安心確保の取り組みについて2つ目でございます。住宅用火災警報器の設置についてでございます。

午前中にも同様の質問がありましたが、重複をすることをご了承願います。住宅用火災警報器については、既にご存じのように平成16年6月に消防法が改正され、平成18年6月から新築住宅すべてに火災警報器の設置が義務づけられました。既存住宅の設置については、本市としても消防庁から指示された原則どおり設置猶予期間2年間を設け、平成20年6月までに設置を推進してきていたのですが、設置猶予期間1年を過ぎた現在も、既存住宅で設置しているところは多くないと思われま。そこで、現在の設置状況を把握されているのか、されているとすれば、どのような調査方法で把握され、現在市内の何%が設置しているのかお伺いいたします。

火災で逃げ遅れて被害にあう多くの方は、お年寄りや障害者などです。しかしながら、ひとり暮らしの高齢世帯や高齢者だけの世帯、障害者世帯などは、住宅用火災警報器が設置義務との認識をし、購入して設置するということが困難な状況でございます。そこで、高齢者や障害者等に住宅用火災警報器の設置の助成を行い、設置促進を図り、高齢者等の命を守る安全・安心な対策を行う必要があると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

4つ目の質問でございます。

中学校部活動の外部指導員についてでございます。

ここ数年、自分がやりたい部活動が本来通学する中学校にないため、別の中学校に通学しているご家庭の話が聞かれます。中学校の部活動は、生徒の個性や豊かな人間関係をはぐくむ上で非常に重要な教育活動です。しかし、全国的にも近年学校の小規模化や生徒数の減少などの影響とともに、教諭数の減少等の影響も重なり部活動の休部や廃部が増えてきております。本市において、中学校の部活動の数は5年ぐらい前と比べてどのような推移となっているか、お伺いいたします。また、自分のしたい部活動のある中学校に、越境通学している生徒の数は何名いるのかお伺いいたします。

部活動の数が少なくなっている本市の大きな理由は、生徒数の減少が大きな要因でしょう。しかし、教諭数の減少で部活動の顧問や専門的指導者がいないという理由で、部活動が休・廃部になることは最低限避けなければなりません。そこで、市として部活動の外部指導員を積極的に推

薦していく段階に来ているのではないかと思います。

県が平成9年から実施している運動部活動外部指導者派遣支援事業では、実施校の数や日数に制限があり利便性が余りありません。そこで、市として外部指導員導入の学校管理運営規則をつくり、市内外の専門的指導者や提携協力に関する協定を締結した茨城キリスト教大学、そして常磐大学の学生の部活動派遣を受け入れるなどの推進をすべきと思います。

このような派遣がフレキシブルになれば、1人の教諭が部活動の顧問を複数担当しても、技術指導する外部指導員がいれば負担は軽くなります。さらに、生徒の技術向上にもつながると思います。そして、柔道、剣道、陸上等専門的な技術指導ができる顧問がいなくても、それを理由に廃部せずに済みます。部活動の外部指導員導入についてのご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わりにします。前向きなご答弁をよろしく願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 最初のエコカー普及促進についてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご発言のとおり、政府におきましては、環境性能のよい車へ買いかえる場合などに、普通自動車が5万円から25万円、軽自動車においては5万円から12万5,000円の補助となっております。都道府県においては、普通車の新規登録車に限り燃費基準達成度合い等に応じた自動車税の減税を行っているところであります。さらに、これらに呼応して、複数の市町村において軽自動車税を免除する動きが出てきているところでございます。

当市は環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画で次世代自動車の普及啓発を行う旨を定めたところでありますが、さきに述べました補助制度、あるいは減税についてを広く市民にPRすることがまず第1番目に必要だというふうに考えております。

議員ご提案の電気自動車につきましては、今後普及が見込まれますことから、できれば、ソーラーパネル等との組み合わせによることが、エコ効果が最も確実であります。税の軽減策については検討してまいりたいと思います。

次に、環境保全大会開催事業に関してお答えを申し上げます。

ご承知のとおりでございますが、昨年度は環境基本計画の策定を記念しまして、「水とみどりと太陽のまち推進大会」を開催したところであります。今年度は、この計画の実行の年と位置づけております。具体的な取り組みといたしましては、環境家計簿の普及を手始めとして、環境エコツアーの実施や市民・団体を中心とした市民環境会議の設立を計画しているところでございます。その上で、環境保全大会を開催したいと考えております。目指すべき環境像、一人ひとりが作りだす共生、循環、協働のまちの実現は、行政・市民・事業者が一体となった実践活動の積み重ねが最も重要でありますことから、市民団体の方々にご協力をいただきまして、市民環境会議の設立にあわせた大会開催にしていまいりたいと考えております。

また、環境都市宣言につきましては、環境に対する気運醸成を図る上でも必要なことだと考えております。幸いに当市は、自然エネルギーの創出や循環型社会形成の礎となる自然資源の豊か

な地域でありまして、今後の省エネルギー化の推進によって、環境都市として十分に誇れるものとなると考えております。これらを踏まえまして、共生・循環・協働をテーマとした宣言内容を検討しまして、環境保全大会開催時に宣言ができますよう準備を進めてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入についてのご質問にお答えいたします。

ポイント制度による介護支援ボランティア活動につきましては、東京都稲城市と千代田区で先駆的に始まった事業でございますが、県内ではまだ実施している市町村はない状況でございます。稲城市においては、元気な高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することや、生きがいのある生活を送れることと同時に、健康であり続けるための介護予防を担う目的で実施されており、新たな形での介護サービスにおける地域支援事業となっております。

ボランティアの方の社会参加活動を通じての地域交流や、また高齢者への介護予防が図られることも考えられることから、既に実施している市町村の状況として介護支援ボランティアの活動内容、介護保険対象施設の受け入れ態勢、ポイント交付金の支給に係る管理体制など調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の安全・安心確保の取り組みについての中で、住宅用火災警報器設置についてのご質問にお答えいたします。

高齢者や障害者等に、住宅用火災警報器の設置の助成についてですが、ひとり暮らし高齢者・障害者などに対して、現在、日常生活用具給付等事業におきまして、火災警報器設置の助成を行っておりますので、引き続き当事業を活用し、助成を進めていくとともに、広報等での周知やさらに民生委員、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り設置を進めてまいります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 地域児童見守りシステムについての感想についてでございますが、このシステムは、情報通信技術 ICTを活用して、見守りシステムを構築するものでございます。このシステムが構築された場合には、一定の効果があると思いますが、私は、このシステムだけに頼るのではなく、原点には地域の方々、あるいは日々の防犯に、皆さんに当たっていただくことが大切だと思っております。

本市では現在、子どもたちの見守りとして、地域子ども安全ボランティアの方々、今年度は857人の方に、それから子どもを守る110番の家の方々、今年度は577軒の方々にご協力をいただくとともに、本教育委員会としましても、毎月第1月曜日に防災行政無線による協力呼びかけを行ったり、新入児童に防犯ブザーを配布したりして、通学上の子どもたちの安全確保を図っているところでございます。

また、学校におきましては、外部からの侵入者に対する対応策として不審者防犯対策訓練を行ったり、また、子どもたちが安全意識、危機意識を持つことが大切でございますので、通学路のどこが、何が危険かを子どもたちに安全マップを作成していただき、注意喚起を促しております。議員ご提言の地域児童見守りシステムの導入につきましては、今後このシステムの機能や効果、そして課題等について研究してまいりたいと考えております。

中学校部活動の外部指導員についてのご質問にお答えいたします。

市内中学校 8 校における部の数は、平成 17 年度は 83 部ありましたが、平成 21 年度には 78 部となり、5 部減少しております。減少の要因といたしましては、生徒数の減少により部員数が減ってしまったことなどによるものがあり、指導者不足により廃部したという事例はございません。

また、学区内の中学校に希望する部がないため、学区外の中学校に通学している生徒は本年度 10 名おり、本来通学すべき 2 校の生徒が 3 校に通学している状況でございます。

また、指導者の不足する学校には、これまで国の地域スポーツ人材活用実践支援事業や、県の運動部活動外部指導者派遣支援事業を活用しながら外部指導者を派遣しており、本年度は南中の男子剣道部と太田中学校の男子卓球部に、それぞれ活用しながら指導者 1 名ずつを派遣しております。ボランティアの外部指導者等にしましても、2 校に協力をいただいているところでございます。今後、生徒の推移、生徒の希望する部活動、学校や教職員の実態を把握しながら、学校と市教育委員会が、今後の部活動のあり方について協議をしてまいりたいと考えております。その後、実態や要望等を踏まえて、大学生を含めた外部指導者の派遣のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） 市民の安全・安心確保の取り組みについての中の住宅用火災警報器設置についてのご質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器は、住宅火災による死者数の低減対策として平成 16 年 6 月に消防法が改正され、平成 18 年 6 月からは全国一斉に設置が義務化されたところでございます。当市におきましても、消防法の改正に伴いまして平成 17 年 9 月に常陸太田市火災予防条例の一部を改正し、新築住宅につきましては、今申し上げました平成 18 年の 6 月、既存住宅については平成 20 年の 6 月から設置を義務づけしたところでございます。

その後、市の広報紙及び市民生活ガイドなどへの掲載や、不特定多数の方が出入りする店舗等におけるリーフレットの配布、各種講習会や各事業所での実施する消防訓練時にもリーフレットを配布しながら、直接市民に対して住宅用火災警報器の性能、効果などを広めるため、広報活動を行ってきたところでございます。

さらに、各町会、各地域の消防団や婦人防火クラブと連携、協力をしまして、住宅用火災警報器の設置推進を図り、現在までの普及率は約 9% でございます。この数値の確認方法としましては、消防団、各町会、それから婦人防火クラブ等において共同購入をしたものをまとめたもので

ございます。

なお、本年度におきましては、茨城北農業共済事務組合の建物共済事業としてある一定額の火災保険に加入すれば、住宅用火災警報器が1台配付されることとなり、その対象家庭が約4,900世帯と伺っております。これらと合わせますと、本年度末の設置率は約33.7%程度になるのではないかと考えております。消防本部としましては、今後とも、より多くの市民に住宅用火災警報器の重要性を認識していただけるよう、従来から行っている広報を活動等をより強化し、まちづくり出前講座、あるいは市民バス社内への設置推進ポスターの掲示など設置の拡充を図りながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） ただいまご答弁、大変ありがとうございました。

2回目の質問に入ります。また、要望に入りたいと思います。

最初のエコカー普及促進に向けた本市の対策でございます。

電気自動車の普及で一番問題になるのは、高額であるということであります。現在、販売が予定されているもので、軽自動車1台400万円以上ということであります。軽自動車税は自家用乗用車で7,200円、本市において登録台数は約1万600台です。ですから、買いかえとか、また、高齢者が大きな乗用車から軽自動車にかえるときに電気自動車にしたいなと思った、そういった乗りかえを含めても、1%達成できれば非常にすごいのかなと思います。それでも、年間約100万円ぐらいの歳入減で済みます。

普及促進の経費等を別にしても、少ない歳入減で済むということで、非常に本市としても温室効果ガス排出削減に向けた大きな取り組みとなると思いますので、ぜひとも市長の英断を期待しております。

2つ目のポイント制度による介護支援ボランティア活動については、今後調査を行っていくということでございます。介護支援ボランティア制度の提案のきっかけというのは、団塊の世代が高齢化を迎える時期にあって、高齢者の社会参加を政策として後押しする必要があると感じたことと、また高騰する介護保険料の抑制につながる介護予防を一層促進する必要があると判断したためであります。ですから、これは介護ボランティア活動へ参加しようとする高齢者のための政策として、やはり介護支援ボランティアの受け手側の施策ではないということを強調しておきたいと思っております。この導入によって、1つ目が地域への貢献ができて、2つ目がボランティア参加者自身の介護予防につながって、3つ目がポイント制で実質的に介護保険料の軽減にもつながるといった一石三鳥の制度となり、非常に有意義であると思っておりますので、今後ともよろしく調査をお願いしたいと思います。

3点目の市民の安全・安心確保の取り組みについてでございます。

地域児童見守りシステムの導入についてでありますけれども、確かにこれは、システムの初期導入というのは非常に大きな額になります。ただ補助事業で整備が済めば、システムの保守管理

は、それほど大きな額にはなりません。まだまだ実験段階という形でありましてけれども、各地域の取り組みがこれからよい点、悪い点が多々出てくると思いますので、引き続きノウハウ、機能等の研究をお願いしたいと思います。

2つ目の住宅用火災警報器設置についてであります。

現在、9%という非常に低い設置状況であります。また、調査方法が消防団や町内の回覧等で警報器の共同購入を呼びかけて購入した人ということで、十分な調査ではないということで認識いたしました。そういう意味で、今後さらなる活動をお願いしたいと思います。

本県の古河市では、今月から高齢者や障害者など約7,500世帯を対象に住宅用火災警報器を無料で設置する事業をスタートさせて、申請の受付を開始しています。本市として、本当にこれでいいのかということで、さらなる助成制度をお願いしたいと思います。古河市の事業の財源というのは市の予算とともに、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して、設置作業員6人、事務補助2名を臨時職員として雇用して実施しているそうでございます。

最後に4点目でございます。中学校部活動の外部指導員についてでございます。

今、教育長からお話がありました。本市としては、教員の不足で廃部になったところはないというご答弁だったと思います。そういう意味で、現時点での県、また国の対応、補助要員で十分というご答弁だったかと思うんですけれども、私は、隠れた中学校の先生の負担を、しっかり認識していただきたいなと思います。

ここに、長野県の中学校運動部活検討委員会の公表した資料がございます。これは、顧問の先生の精神的負担、また経済的負担、時間的負担の悩みが書いてありました。精神的負担においては、専門的にその競技の経験がないために指導に自信が持てず、生徒から信頼を得られない苦悩がある。また、保護者期待のプレッシャーや、保護者との意思疎通が大変だということでもあります。時間的負担においても休日も指導にかかわることから、疲労感が強く健康に影響している。部活動指導後に、学級事務や教科指導等の準備を行わざるを得ない。シーズン中、超過密勤務が続く。シーズンというのは、部活の大会とかだと思うんですけれども、シーズン中の超過密勤務が続くということで調査がされております。そういった意味でも、実際、教員の負担というのは非常に大きいという意味からも、主としてそういったことをしっかり行っていくべきかなと思っております。

最後に、教育長に1点だけ質問したいんですけども、先ほども、私述べましたように、大学との連携・協力に関する協定の9つの連携・協力事項があります。4条で連携・協力する事項が具体的に決定したときは、連携・協力の細目、その他の事項について協議の上、別に定めるとあります。そういう意味で、締結した茨城キリスト教大学、常盤大学との小中学校との交流に関して、教育長としてはどのような展望をお持ちか、若干質問をさせていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

茨城キリスト教大学と常盤大学とは連携・協力の協定を結んだところでございますが、具体的には、まだ教育面でどのような活用ができるか方向を定めておりませんが、授業の中で子どもたちに、大学生にボランティアとして入っていただく、あるいは、先ほどから出ておりますように、部活動で協力いただけるというような面で、またさらに検討を重ねてまいりたいと思っております。せっかくの協定ですので、積極的に活用を図ってまいりたいと思っております。